



第 1 章 保健事業実施計画（データヘルス計画）の基本的事項

1. 背景・目的

近年、特定健康診査の実施や診療報酬明細書等（以下「レセプト等」という。）の電子化の進展、国保データベース（以下「KDB」という。）等の整備により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤の整備が進んでいます。

こうした中、「日本再興戦略」（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）においても、「すべての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として『データヘルス計画』の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」とされています。

これまでも、保険者においては、レセプト等や統計資料等を活用することにより、「特定健診等実施計画」の策定や見直し、その他の保健事業を実施してきましたところではありますが、今後は、さらなる被保険者の健康保持増進に努めるため、保有しているデータを活用しながら、被保険者をリスク別に分けてターゲットを絞った保健事業の展開や、ポピュレーションアプローチ*から重症化予防まで網羅的に保健事業を進めていくことなどが求められています。

厚生労働省においては、こうした背景を踏まえ、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 82 条第 5 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成 16 年厚生労働省告示第 307 号。以下「保健事業実施指針」という。）の一部を改正し、保険者は健康・医療情報を活用して P D C A サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業実施計画（以下「データヘルス計画」という。）を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行いました。

本市においても、保健事業実施指針に基づき、「データヘルス計画」を定め、生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康増進、糖尿病等の発症や重症化予防等の保健事業の実施及び評価を行うものとします。

この度、「データヘルス計画」（2019 年度～2023 年度）及び「特定健診等実施計画」（2018 年度～2023 年度）の計画期間満了に伴い、新たに「データヘルス計画」及び「特定健診等実施計画」（2024 年度～2029 年度）を策定します。

※ポピュレーションアプローチ

様々な疾患や問題行動に関して、高いリスクを持った人と限定せずに、ある集団全体のリスクを全体的に下げることが目的で行っていく支援。



第1章 保健事業実施計画（データヘルス計画）の基本的事項

1. 計画策定の背景

本計画は、国民健康保険（以下、「国保」という。）の保険者である銚子市が、被保険者の健康の保持増進に資することを目的として、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るために、特定健康診査（以下、「特定健診」という。）や診療報酬請求明細書（以下、「レセプト」という。）などのデータ分析の結果に基づき、保健事業の実施計画を定め、PDCA サイクルに沿って運用するものです。

近年、特定健診受診結果等の電子化が進み、データ分析に基づいて課題や対策を考える基盤整備が進んでいます。

そのような中、平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、全ての市町村国保に対し、レセプト等のデータ分析、それに基づく事業計画の作成等の取組を推進することが決定されました。また、厚生労働省告示「保健事業の実施等に関する指針」の改正により、保険者はデータヘルス計画を策定し、保健事業の実施・評価・改善等を行うこととなりました。

2. 計画策定の趣旨

本市においても、「保健事業の実施等に関する指針」に基づき、「データヘルス計画」を定め、生活習慣病対策をはじめとする被保険者の健康増進、糖尿病等の発症や重症化予防等の保健事業の実施及び評価を行うものとします。

このたび、「データヘルス計画」(2019年度～2023年度)及び「特定健診等実施計画」(2018年度～2023年度)の計画期間満了に伴い、新たに「データヘルス計画」及び「特定健診等実施計画」(2024年度～2029年度)を策定します。